

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年2月10日
【四半期会計期間】	第36期第1四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	株式会社ニーズウェル
【英訳名】	Needs Well Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 船津 浩三
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03-6265-6763(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 篠原 和広
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03-6265-6763(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 篠原 和広
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第35期 第1四半期累計期間	第36期 第1四半期累計期間	第35期
会計期間	自2020年10月1日 至2020年12月31日	自2021年10月1日 至2021年12月31日	自2020年10月1日 至2021年9月30日
売上高 (千円)	1,348,482	1,562,829	5,752,353
経常利益 (千円)	130,225	181,112	582,378
四半期(当期)純利益 (千円)	89,617	125,510	421,104
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	437,085	908,119	907,517
発行済株式総数 (株)	8,579,200	10,167,200	10,153,200
純資産額 (千円)	2,236,657	3,383,277	3,498,743
総資産額 (千円)	3,000,295	4,376,498	4,360,047
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	10.52	12.36	46.64
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	10.41	12.34	45.99
1株当たり配当額 (円)	-	-	23.00
自己資本比率 (%)	74.4	77.3	80.2

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

3. 第35期の1株当たり配当額23円は、設立35周年記念配当5円を含んでおります。

4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

当第1四半期会計期間において、当社は零巻製作株式会社の株式を取得したことに伴い、同社を子会社化しておりますが、現時点では重要性が乏しいため、非連結子会社としております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大による事業への影響については、今後も注視してまいります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。また、当第1四半期会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載のとおりであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進捗を背景に、感染対策と日常生活の回復に向けた取組みの両立が進みつつある一方、変異株の発生による感染の再拡大により経済活動は一進一退を続けており、先行きは依然として不透明な状況であります。

当社が属する情報サービス産業は、IoT・自動運転・AI・クラウド・エッジコンピューティング・ブロックチェーン・5G等に加え、テレワークの広がりによるセキュリティ対策や人手を介さないRPA（Robotic Process Automation：業務自動化ロボット）等への需要がますます増加すると予測されております。今後も感染の再拡大に対する各種の施策や、ワクチンの開発・接種が国内外の経済環境に与える影響と、企業のIT投資計画の動向を注視してまいります。

このような状況のもと、当社は、企業価値向上と持続的な成長を推し進めていくためには優秀な人材確保による開発力及び信用力の強化が不可欠と考え、2022年4月の東京証券取引所の市場再編においてプライム市場を選択し、2021年10月、「上場維持基準の適合に向けた計画書」を公表しました。当社は移行基準日（2021年6月30日）時点においてプライム市場が求める「流通株式時価総額100億円以上」の基準を満たしていませんが、2023年9月期末日までの充足を目指し、定量的アプローチと定性的アプローチの両面から施策を講じてまいります。

事業の状況といたしましては、これまで進めてきた各社との資本業務提携及び業務提携の効果もあって着実に受注を伸ばし、特に「業務系システム開発」「基盤構築」「ソリューション・商品等売上」においては前年同期比を大きく上回りました。

「業務系システム開発」は、保険向けや通信向け案件の拡大に加えて、これまで取扱いのなかった地方銀行向けの案件や、カード会社及び決済事業者向け案件を新たに獲得し、売上を伸ばしました。

「基盤構築」は、「業務系システム開発」や「ソリューション・商品等売上」と連携したトータル受注により、好調に推移しました。

「コネクティッド開発」は新型コロナウイルス感染症の拡大による製造業向け案件の減少が影響し、前年同期を下回る結果となりました。

「ソリューション・商品等売上」は、独自のソリューションやサービスの提供により他社との差別化に注力し、引き続き好調に売上を伸ばしました。特に、当社の自社ソリューションであるWork AIサービスにおいては、AI開発やアプリ構築、RPAを活用した業務効率化、データ分析サービスの受注・引合いが増加しております。他社ソリューションでは、SAP® Concur®が提供する経費精算クラウドConcur Expense、請求書管理クラウドConcur Invoice等の導入サービスに関連し、テレワークの広がりや2022年1月施行の電子帳簿保存法の改正も追い風となる中、当社独自のソリューションとして提供しているSpeed Expense Assist（Speed EA）、Invoice Process Automation（Invoice PA）等が好評で、引き続き多くの受注を獲得しております。また、RPAツールWinActor®（注）のライセンス販売や導入案件が順調に増加しました。

さらに、2021年12月にはアセンテック株式会社との業務提携により高水準のセキュリティを確保しながら短期間・低コストでテレワーク環境を構築するソリューションを提供する体制を整え、ラインナップをいっそう充実しております。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は1,562,829千円（前年同期比15.9%増）となりました。売上拡大による受注の増加に伴い技術者を増員し、売上総利益は373,759千円（前年同期比12.6%増）となりました。

販売費及び一般管理費は人件費の増加で202,731千円（前年同期比3.5%増）となりましたが、効率化を押し進め、営業利益は171,028千円（前年同期比25.6%増）、経常利益は181,112千円（前年同期比39.1%増）、四半期純利益は125,510千円（前年同期比40.1%増）となりました。

なお、当社は情報サービス事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていません。

（注）「WinActor」は、エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社の登録商標です。

当第1四半期累計期間における事業のサービスライン別の売上高を示すと、次のとおりであります。

事業のサービスライン	売上高（千円）	構成比（%）	前年同期比（%）
業務系システム開発	1,195,948	76.5	113.8
基盤構築	167,754	10.7	116.5
コネクティッド開発	40,159	2.6	78.4
ソリューション・商品等売上	158,967	10.2	155.5
合計	1,562,829	100.0	115.9

(2) 財政状態の分析

（資産）

当第1四半期会計期間末における総資産は4,376,498千円となり、前事業年度末と比較して16,450千円の増加となりました。これは主に、売掛金及び契約資産が62,685千円増加、投資有価証券が87,698千円増加、関係会社株式が45,524千円増加、ソフトウェア仮勘定が20,328千円増加し、一方で、現金及び預金が199,399千円減少したことによるものであります。

（負債）

当第1四半期会計期間末における負債合計は993,220千円となり、前事業年度末と比較して131,916千円の増加となりました。これは主に、買掛金が203,916千円増加、未払金が44,897千円増加、預り金が83,123千円増加し、一方で、未払法人税等が60,850千円減少、賞与引当金が144,308千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当第1四半期会計期間末における純資産合計は3,383,277千円となり、前事業年度末と比較して115,465千円の減少となりました。これは主に、配当金の支払等により利益剰余金が108,007千円減少、その他有価証券評価差額金が8,662千円減少したことによるものであります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、1,937千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,984,000
計	27,984,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,167,200	10,168,000	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社の標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	10,167,200	10,168,000	-	-

(注) 1. 新株予約権の行使により、2022年1月31日までに800株増加しております。

2. 「提出日現在発行数」欄には、2022年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年10月1日～ 2021年12月31日 (注) 1	14,000	10,167,200	602	908,119	602	764,519

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 2022年1月1日から2022年1月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が800株、資本金及び資本準備金がそれぞれ34千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,149,600	101,496	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未済株式(注)	普通株式 3,400	-	1単元(100株)未済の株式
発行済株式総数	10,153,200	-	-
総株主の議決権	-	101,496	-

(注) 「単元未済株式」には、当社所有の自己株式32株が含まれております。

【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ニーズウェル	東京都千代田区紀尾井町4番1号	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第35期事業年度	有限責任 あずさ監査法人
第36期第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間	太陽有限責任監査法人

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.8%
売上高基準	1.5%
利益基準	0.3%
利益剰余金基準	0.6%

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,868,659	2,669,260
売掛金	938,699	-
売掛金及び契約資産	-	1,001,384
商品	-	2,938
仕掛品	10,289	-
原材料	1,742	1,742
貯蔵品	447	341
前払費用	25,662	39,405
その他	2,440	1,637
貸倒引当金	5,634	5,946
流動資産合計	3,842,307	3,710,764
固定資産		
有形固定資産		
建物	36,845	36,845
減価償却累計額	4,919	5,536
建物(純額)	31,926	31,309
器具及び備品	19,406	19,406
減価償却累計額	15,799	16,117
器具及び備品(純額)	3,606	3,288
有形固定資産合計	35,532	34,597
無形固定資産		
ソフトウェア	82,320	74,358
ソフトウェア仮勘定	2,128	22,457
その他	242	239
無形固定資産合計	84,691	97,055
投資その他の資産		
投資有価証券	114,920	202,618
関係会社株式	-	45,524
出資金	5	5
繰延税金資産	118,698	122,502
敷金及び保証金	83,687	83,225
保険積立金	76,546	76,546
その他	3,658	3,658
投資その他の資産合計	397,515	534,080
固定資産合計	517,740	665,734
資産合計	4,360,047	4,376,498

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	143,008	346,925
未払金	149,206	194,103
未払法人税等	124,585	63,734
未払消費税等	91,906	101,001
前受金	424	-
契約負債	-	642
預り金	41,839	124,963
賞与引当金	302,483	158,174
役員賞与引当金	7,850	3,675
流動負債合計	861,304	993,220
固定負債		
固定負債合計	-	-
負債合計	861,304	993,220
純資産の部		
株主資本		
資本金	907,517	908,119
資本剰余金		
資本準備金	763,917	764,519
資本剰余金合計	763,917	764,519
利益剰余金		
利益準備金	783	783
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,806,285	1,698,278
利益剰余金合計	1,807,068	1,699,061
自己株式	177	177
株主資本合計	3,478,327	3,371,524
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	20,416	11,753
評価・換算差額等合計	20,416	11,753
純資産合計	3,498,743	3,383,277
負債純資産合計	4,360,047	4,376,498

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
売上高	1,348,482	1,562,829
売上原価	1,016,519	1,189,070
売上総利益	331,963	373,759
販売費及び一般管理費	195,807	202,731
営業利益	136,155	171,028
営業外収益		
受取利息	4	4
助成金収入	588	9,812
雑収入	70	450
営業外収益合計	663	10,267
営業外費用		
株式交付費	6,592	183
営業外費用合計	6,592	183
経常利益	130,225	181,112
税引前四半期純利益	130,225	181,112
法人税等	40,608	55,601
四半期純利益	89,617	125,510

【注記事項】

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、請負開発につきましては、従来、完成基準を適用しておりました契約のうち、サービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、サービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、ごく短期的な請負開発については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高が10,527千円、売上原価が10,527千円それぞれ増加しておりますが、売上総利益、営業利益、経常利益及び四半期純利益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当第1四半期会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとし、また、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当第1四半期会計期間より「契約負債」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

また、「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号 2020年3月31日）第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる四半期財務諸表への影響はありません。

（税金費用の計算方法の変更）

従来、税金費用につきましては、原則的な方法により計算しておりましたが、当社の四半期決算業務の一層の効率化を図るため、当第1四半期会計期間より事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法に変更しております。

なお、この変更による影響は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。また、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。

（四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り）

前事業年度の有価証券報告書の（追加情報）（新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り）に記載した会計上の見積りにおける新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	5,926千円	8,899千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年12月22日 定時株主総会	普通株式	136,079	16.0	2020年9月30日	2020年12月23日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年12月22日 定時株主総会	普通株式	233,518	23.0	2021年9月30日	2021年12月23日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額には、設立35周年記念配当5円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ソフトウェア開発を中心とした情報サービス事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

売上高は全て顧客との契約から生じたものであり、売上収益分解は次のとおりであります。

当第1四半期累計期間(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

	サービスライン				合計
	業務系システム 開発	基盤構築	コネクティッド 開発	ソリューション・商品等売上	
外部顧客への売上高	1,195,948	167,754	40,159	158,967	1,562,829

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	10円52銭	12円36銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	89,617	125,510
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	89,617	125,510
普通株式の期中平均株式数(千株)	8,515	10,156
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	10円41銭	12円34銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	95	15
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社の株価は、現在の利益水準から想定すると割安であると考えております。

株価とEPSの改善を図るため、また、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を実行するため、自己株式の取得を行います。

(2) 自己株式取得に係る取締役会決議内容

取得対象株式の種類：当社普通株式

取得し得る株式の総数：340,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合3.3%)

株式の取得価額の総額：200,000,000円(上限)

取得の期間：2022年2月14日から2022年8月12日まで

取得の方法：東京証券取引所における市場買付け

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月10日

株式会社ニーズウェル

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子勝彦 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠塚伸一 印
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニーズウェルの2021年10月1日から2022年9月30日までの第36期事業年度の第1四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニーズウェルの2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2022年2月10日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項について決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2021年9月30日をもって終了した前事業年度の第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して2021年2月8日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2021年12月22日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續を実施する。四半期レビュー手續は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手續である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。